

## 平成23年度地方交付税の概算要求の概要

### 【要求の考え方】

- 「財政運営戦略」に定める中期財政フレーム(注)及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保
- 地方交付税については、本年度とほぼ同額の16.9兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要となる財源を適切に確保
- 地方交付税総額の予見性と地方財政の自律性を高めるため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき、交付税率の引上げによる補てんを要求

### 【要求内容】

- (1) 三位一体改革で削減された地方交付税を復元するとともに、地域経済を活性化し、元気な日本の復活を図る観点から、一般会計からの別枠の加算(1兆4,850億円)を平成22年度同様に行う。  
 (参考) 平成18年度所得税税源移譲額の交付税率相当額(H23ベース)  
 ※ 試算額 所得税の8%相当=1兆725億円
- (2) 平成23年度の財源不足は折半で補てんし、国負担分相当額について交付税率を引上げ3年間固定し、地方団体の予見性を高める。  
 ○ 国負担相当額 5兆2,347億円(国税5税の16.5%相当→交付税率47.9%)
- (3) 平成24年度以降の2年間の財源不足の変動は臨時財政対策債で調整し、地方財政の自律性を高める。

### 【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)  
 16兆8,605億円 (H22 16兆8,935億円)  
 (H22比 △330億円)
- (参考)一般財源総額見込み 59兆4,400億円程度 (H22 59兆4,103億円)

(注) 中期財政フレームにおいては、基礎的財政収支対象経費について、平成23年度から平成25年度の間は、平成22年度当初予算の規模を実質的に上回らないこととされている。

※ この概算要求は仮置きの数値であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、交付税特別会計借入金のある方を含め予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げは事項要求(折半ルール国負担分を対象)とする。

# 平成23年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分		平成23年度 当初要求額 A	平成22年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般 会計	国税5税の法定率分等 ①	98,377	94,654	3,722	3.9%
	所得税×32%	42,900	40,365	2,536	6.3%
	酒税×32%	4,523	4,426	97	2.2%
	法人税×34%	20,644	20,240	404	2.0%
	消費税×29.5%	29,018	28,432	586	2.1%
	たばこ税×25%	2,290	2,068	223	10.8%
	(小計)	99,375	95,530	3,845	4.0%
	平成9、10、19年度精算分※	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
	(小計)	△ 999	△ 876	△ 123	14.1%
	一般会計からの加算分 ②	22,412	76,291	△ 53,879	△70.6%
	法定加算	7,562	7,561	1	0.0%
	別枠の加算	14,850	14,850	0	0.0%
	「地域活性化・雇用等臨時特例費」 の創設による別枠加算	0	9,850	△ 9,850	皆減
H21年度別枠加算1兆円のうちH22年度 に協議することとされていた加算	0	5,000	△ 5,000	皆減	
別枠の加算	14,850	0	14,850	皆増	
臨時財政対策加算	0	53,880	△ 53,880	皆減	
交付税率の引上げ(事項要求)等 ③	52,347	0	52,347	皆増	
計(入口ベース) ①+②+③=④	173,135	170,945	2,190	1.3%	
特別 会計	返還金 ⑤	0	2	△ 2	△99.9%
	特別会計借入金償還額 ⑥	0	0	0	—
	特別会計借入金利子 ⑦	△ 4,530	△ 5,712	1,182	△20.7%
	剰余金の活用 ⑧	0	3,700	△ 3,700	皆減
	前年度からの繰越 ⑨	0	0	0	—
	計 ⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	△ 4,530	△ 2,010	△ 2,520	125.4%
地方交付税総額(出口ベース) ④+⑩ ⑪	168,605	168,935	△ 330	△0.2%	

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※ 平成22年度は平成9、10年度精算分、平成23年度は平成19年度精算分である。

平成23年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区 分	22年度	23年度		特記事項	
		増減	伸び率(%)		
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%	
給与関係経費	21.7	21.2	△ 0.5	△ 2.4	
退職手当以外	19.4	19.0	△ 0.4	△ 2.0	H22人事院勧告(平成22年8月)等
退職手当	2.3	2.2	△ 0.1	△ 5.3	
一般行政経費	29.4	31.4	2.0	6.7	
補助	14.4	15.2	0.8	5.4	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
単独	13.8	15.0	1.2	8.3	社会保障費の増 概算要求組替え基準を踏まえた減
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.2	1.2	0.0	5.0	
地域活性化 ・雇用等臨時特例費	1.0	0.0	△ 1.0	皆減	一般行政経費(単独)へ振替え
地方再生対策費	0.4	0.4	0.0	0.0	
投資的経費	11.9	11.8	△ 0.1	△ 0.5	
直轄・補助	5.0	5.0	△ 0.0	△ 1.0	概算要求組替え基準を踏まえた減
単独	6.9	6.9	△ 0.0	△ 0.2	概算要求組替え基準を踏まえた減等
その他	17.7	17.5	△ 0.2	△ 1.0	
一般歳出計	66.3	66.7	0.4	0.6	
計	82.1	82.4	0.3	0.3	
(歳入)					
地方税等	34.4	34.8	0.4	1.2	
地方税	32.5	32.9	0.4	1.3	「経済財政の中長期試算」(平成22年6月22日 内閣府)ベース
地方譲与税	1.9	1.9	0.0	0.1	
地方特例交付金	0.4	0.2	△ 0.2	△ 38.4	
地方交付税	16.9	16.9	△ 0.0	△ 0.2	
国庫支出金	11.6	11.9	0.3	3.2	
地方債	13.5	13.1	△ 0.4	△ 2.8	
うち臨時財政対策債	7.7	7.5	△ 0.2	△ 2.8	
その他	5.4	5.4	0.0	0.0	
「一般財源」	59.4	59.4	0.0	0.0	注)3参照
(水準超経費除き)「一般財源」	58.8	58.8	0.0	0.0	(交付団体ベース)
計	82.1	82.4	0.3	0.3	

- 注) 1 「概算要求組替え基準」、「財政運営戦略」等を前提とした仮置きの数値である。  
 2 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補てんについての考え方等については「平成23年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。  
 3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。  
 4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。

# 平成23年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

項 目	平成23年度 要求額 A	平成22年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<b>&lt;地方交付税&gt;</b>				
一般会計からの繰入れ	173,135	170,945	2,190	1.3
借入金等利子	△ 4,530	△ 5,712	1,182	△ 20.7
剰余金の活用	0	3,700	△ 3,700	皆減
返還金	0	2	△ 2	△ 99.9
<b>計</b>	<b>168,605</b>	<b>168,935</b>	<b>△ 330</b>	<b>△ 0.2</b>
<b>&lt;地方特例交付金&gt;</b>				
一般会計からの繰入れ	2,362	3,832	△ 1,470	△ 38.4
〔うち 児童手当及び子ども手当 特例交付金〕	479	2,337	△ 1,858	△ 79.5
減収補てん特例交付金	1,883	1,495	388	25.9
<b>一般会計からの繰入れ 合 計</b>	<b>175,497</b>	<b>174,777</b>	<b>720</b>	<b>0.4</b>

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- 1 この概算要求は、「概算要求組替え基準」、「財政運営戦略」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「平成23年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 3 交付税特別会計借入金のあり方については、予算編成過程で検討を行い、必要な場合には概算要求の修正を行う。
- 4 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成22年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 5 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、「児童手当及び子ども手当特例交付金」及び「減収補てん特例交付金」については、平成23年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。